

# 認知症カフェ

## 運営補助事業の手引き



〒870-8504 大分市荷揚町 2 番 31 号  
大分市福祉保健部 長寿福祉課

権利擁護担当班

TEL:(097)537-5771

FAX:(097)548-5387

E-Mail:cyouzyufukusi4@city.oita.oita.jp

## 1. 認知症カフェとは

認知症カフェとは、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を継続していくことができるよう、認知症の人とその家族、地域住民、専門職など、誰もが気軽に集うことができる交流の場です。また、認知症の人と共に、認知症の人の幅広い居場所づくり、社会参加機会を確保する役割を担える場です。

大分市では、認知症カフェを、**認知症への理解を深め**、相互交流・情報交換等を目的とする活動拠点として育てていくため、認知症カフェを運営する団体に運営費の補助を行っています。

## 2. 認知症カフェ運営への補助

### (1) 補助対象

次に掲げる全ての要件を満たすものが補助対象となります。

#### 「認知症カフェ」

- ア. 認知症の人やその家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に集うことができる場および情報交換等を目的とする活動の拠点として自主的に運営されるものであること。
- イ. 原則として公共交通を利用しやすい等、利用者が参加しやすい場所に開設し、10人以上集うことができるスペースを確保していること。
- ウ. **月1回以上**開設し、1回あたりの開設時間は、**概ね2時間以上**であること。
- エ. 運営スタッフは、**概ね3名以上**とし、そのうち認知症の人等及びその家族からの相談に対応できる人員(医師、看護師等の医療関係者、認知症キャラバン・メイト等認知症に関する知識を有する者、介護支援専門員または介護事業所等で介護関連業務に従事している者もしくは従事したことがある者をいう)を**1名以上**配置していること。
- オ. 地域包括支援センター、介護事業所、地域の関係者等と連携を図り、地域に開かれた場になるよう努めていること。

#### 「補助対象者」

- ア. 社会福祉法人、医療法人、NPO法人その他市内に所在する任意の団体であって、認知症に関する活動実績があり、かつ、継続的な活動を行うことが見込まれるものであること。
- イ. 宗教的または政治的活動を伴わない活動内容であること。
- ウ. 特定の公職者(候補者を含む)もしくは政党を推薦・支持し、またはこれらに反対することを目的とした団体ではないこと。
- エ. 市税を滞納していない団体であること。
- オ. 暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。
- カ. 国、県その他の機関から他の補助金等の交付を受けている団体でないこと。

## (2) 補助金額

補助金の額は、補助対象経費の額(その額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とし、上限額は次のとおりです。

### 【上限額】

1 補助対象者当たり、

初年度から3年度目まで …… 上限額 10万円

4年度目以降 …… 上限額 6万円 (年度毎の申請が必要です)

※補助金は、予算の範囲内で交付するものとします。

## (3) 補助対象経費

	費目	例
1	会場使用料	認知症カフェのスペース使用料
2	附帯設備使用料	会場使用にかかるマイク等の使用料
3	講師等謝金	医師等を招いて講演等をする際の謝金
4	講師等旅費	医師等を招いて講演等をする際の旅費
5	印刷製本費	チラシ等の印刷代
6	通信運搬費	事務連絡用の切手代等
7	消耗品費	文房具、掃除用具等
8	燃料費	送迎等ガソリン代
9	食糧費	お茶代、料理教室の食材等
10	保険料	行事用保険(傷害保険、賠償責任保険等)

〔特定の個人が所有し、又は占有する物品の購入費用、運営スタッフのみの賄い材料費、運営スタッフの person 費などは対象となりません。〕

※原則として **3万円以上**の物品は「備品」に該当し、補助金の対象外となりますので、**高額物品の購入にはご注意ください。**

その他、購入に関する注意事項等については、補助金交付の審査が通り次第、改めて送付いたします。



### 3. 補助金を受けるには

#### (1) 補助金の申請

認知症カフェにおける集いの場を開催する日までに、申請書など次に記載の必要書類を長寿福祉課に提出してください。

申請書の提出日について、継続して実施している時は、実施年度の初回開催日を目途に提出してください。

尚、新年度の途中から申請する場合は、事前に相談のうえ提出となります。

- ア. 大分市認知症カフェ運営事業補助金交付申請書(様式第1号)
- イ. 大分市認知症カフェ運営事業実施計画書 (間取り図)を添付
- ウ. 収支予算書
- エ. 誓約書

#### (2) 申請から補助金支払い、実績までの流れ

##### ① 交付決定

申請書を受理した日から1カ月を目途に、提出書類について交付の適否、補助金の額等の審査の上、適当と認めたときは補助金の額を決定し通知します。

↓

##### ② 概算払(概算払いのときのみ)

概算払請求書を提出しているときは、補助金の交付決定と同時に、補助金を指定の口座に振り込みます。請求者名と口座名義が異なる場合や、口座名義に団体名が入っていない場合などは委任状を提出してください。

↓

##### ③ 事業実施

実施計画に沿って事業を実施します。事業完了後に実績報告書を提出していただきますので、事業に係る収支計算及び参加者内訳は、逐次作成しておいて下さい。

↓

##### ④ 実績報告

事業が完了したら、当該年度の末日までに、実績報告書など次に掲げる必要書類を提出してください。年度の途中で事業を廃止した時は、事業廃止後30日以内に提出してください。

- ア. 大分市認知症カフェ運営事業実績報告書(様式第6号)
- イ. 収支決算書
- ウ. 補助事業の実施に係る領収書の写し
- エ. 事業を実施した詳細が分かる資料(パンフレット・写真等)

↓

#### ⑤ 確定通知

実績報告書を受理した日から、速やかに審査し補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し通知します。

↓

#### ⑥ 精算払(精算払いのときのみ)

補助金の交付確定と同時に、補助金を指定の口座に振り込みます。請求者名と口座名義が異なる場合や、口座名義に団体名が入っていない場合などは委任状を提出してください。

※ 補助金の交付決定後、事業の実施内容等を変更、又は事業を中止もしくは廃止するときは変更等の手続が必要となるため、速やかにご連絡ください。

#### ※ 補助金の返還等

次のいずれかに該当するときは、補助金の全部又はその一部を市へ返還することになります。

- ① 実績報告書を提出しなかったとき
- ② 補助金の概算払いを受けており、交付確定額が、交付決定額に満たなかったとき
- ③ 虚偽又は不正の申請により補助金の支払いを受けたとき

## 4. その他（留意事項）

(1) 事業を実施する団体は、地域包括支援センターとの連携はもちろん、地域のボランティアを受け入れていただけるようお願いいたします。

(2) 事業の運営にあたり、参加者の安全対策はもちろん茶菓子等を提供するときは衛生管理に十分留意し、食品を提供するときは食品衛生責任者となることができる人員を配置すること。

## 5. 結びに

今や認知症は誰もが関わる可能性のある身近な病気です。「**認知症への理解を深め、相互交流・情報交換等を目的とする活動拠点**」といった位置づけの認知症カフェの存在、及び継続的に運営することの意義は大きいです。認知症カフェに関わる皆様同士で**認知症当事者の方が参画しやすい環境**を模索いただき、認知症当事者の方やその家族、地域住民等にとって、拠り所となる場を形取っていただければと思います。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

大分市認知症カフェ運営事業補助金交付申請書

大分市長 殿

押印を省略する場合は、事務担当者の氏名と電話番号を追記。代表者が事務を担当している場合は、代表者の電話番号のみ追記してください※手書き可

申請者 所在地 大分市荷揚町2番31号  
名称 大分〇〇会  
代表者氏名 代表 大分 太郎 ⑩  
担当者氏名  
連絡先

大分市認知症カフェ運営事業補助金の交付を受けたいので、大分市認知症カフェ運営事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 事業の名称、目的及び内容

「〇〇カフェ」

大分〇〇会が月1回開催している認知症カフェで、認知症の方やそのご家族、地域の方々が気軽に立ち寄ることができる交流の場をつくり、高齢者の生きがいがづくりや地域貢献に寄与することを目的とする。

2 交付を受けようとする補助金の額 60,000 円

3 添付書類

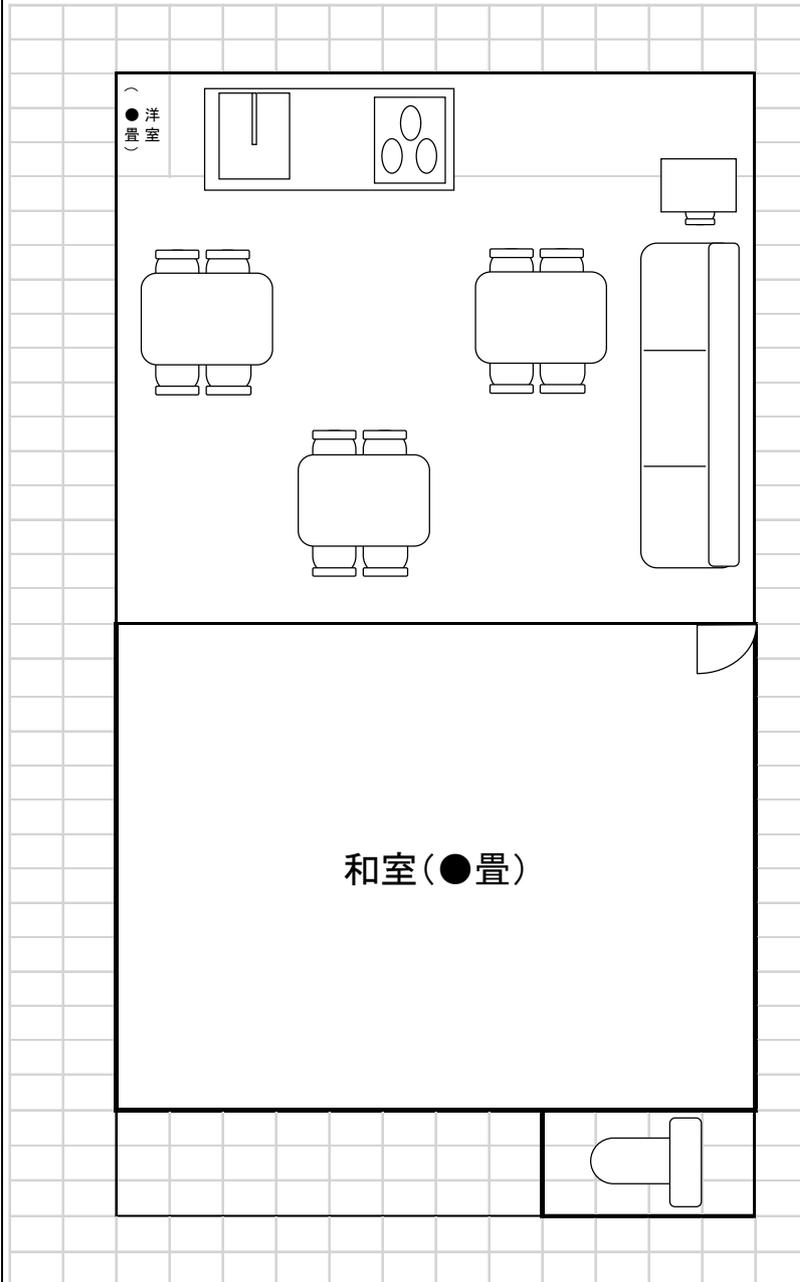
- (1) 大分市認知症カフェ運営事業実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 誓約書
- (4) その他市長が必要と認める書類

## 大分市認知症カフェ運営事業実施計画書

運営主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人クラブ役員でもある、大分太郎が中心となって、民生委員、健康推進委員、地区住民ボランティア 5 名の職員で、認知症カフェを開催する。</li> <li>・令和元年度より行っており、今年度の第 1 回目は 4 月 20 日開催。</li> </ul>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おしゃべりによる交流、情報交換、料理教室</li> <li>・散歩、野菜栽培、</li> <li>・医師による講演会</li> <li>・包括支援センター職員による認知症学習会</li> </ul>
期間	<p style="text-align: center;">〇〇年 4 月～〇〇年 3 月 月に 1 回（第 3 木曜日）</p> <p style="text-align: center;">10 : 00 ～ 12 : 00</p> <p style="text-align: right;">計 12 回</p>
会場	<p>【会場名】 〇〇校区 公民館</p> <p>【住所】 大分市荷揚町 2 番 31 号</p>
運営スタッフ	<p>【スタッフ 計 5 名】</p> <p>運営員 5 名      その他 0 名</p> <p style="font-size: 2em;">[</p> <p style="padding-left: 2em;">うち資格を有しているスタッフの人数 1 名</p> <p style="padding-left: 2em;">※医師（氏名）、看護師（氏名 大分 花子）、</p> <p style="padding-left: 2em;">認知症キャラバンメイト（氏名）介護支援専門員（氏名）</p> <p style="font-size: 2em;">]</p>
参加者への配慮	<p>（例）駐車場の有無</p> <p style="color: red;">駐車場 3 台確保</p>

大分市認知症カフェ運営事業実施計画書

間取り図



## 収 支 予 算 書

### 【収 入】

1 大分市認知症カフェ運営 補助金	60,000 円	大分市より
2 団体自己資金	0 円	
3 参加料収入	12,000 円	@100 円×10 人×12 月 参加者より
4 本補助金以外の補助金	0 円	
5 企業等の協賛金・寄付金	0 円	
6 その他 ( )	0 円	
3 から 6 の小計	12,000 円	
合 計	72,000 円	

### 【支 出】

	費 目	支出内容 (単価、人数、個数等の積算根拠をお書きください)	金 額
補助対象経費	消耗品費	食器皿 500 円×20 枚、コップ 500 円×20 個 掃除用具、文具用品等 10,000 円	30,000 円
	報償費	医師の講演 1 時間×8,000 円	8,000 円
	印刷製本費	パンフレット印刷	10,000 円
	食糧費	お茶代 食材料費	12,000 円
補 助 対 象 経 費 合 計			
			A
			60,000 円
対象外経費	職員弁当代	5,000 円	
	職員報酬	7,000 円	
			B
			12,000 円
総事業費 (補助対象経費 A + 対象外経費 B)			72,000 円

# 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、市が必要な場合には、警察に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分市と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

## 記

1 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員が役員となっている事業者

(4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

(5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

(6) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

(7) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

(8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

大分市長 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名

生年月日(明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

(男・女)

担当者・代理人氏名

(所属)

(氏名)

担当者・代理人連絡先

(電話番号)

※市では、大分市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等ない旨の誓約をお願いしています。

様式第2号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

大分市認知症カフェ運営事業補助金交付決定通知書

大分〇〇会

代表 大分 太郎

殿

大分市長



年 月 日付けで申請のあった大分市認知症カフェ運営事業補助金については、次のとおり交付することに決定したので、大分市認知症カフェ運営事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

- 1 交付決定額 60,000 円
- 2 補助の条件
  - (1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、大分市認知症カフェ運営事業変更申請書（様式第3号）を市長に提出すること。
  - (2) 補助事業を休止又は廃止をする場合は、認知症カフェ運営事業休止（廃止）届出書（様式第5号）を市長に提出すること。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、指示を受けること。
  - (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
  - (5) この補助事業によって取得した財産（以下「財産」という。）は、市長の承認を受けないで、処分し、又は補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、若しくは担保の用に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている財産については、定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りでない。
  - (6) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理をするとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的な運用を図ること。
  - (7) その他大分市認知症カフェ運営事業補助金交付要綱及び大分市補助金等交付規則の定めに従うこと。

3 申請の撤回

この補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件に異議がある時は、この通知書を受けた日から30日以内に申請の撤回をすることが出来る。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

大分市認知症カフェ運営事業変更申請書

大分市長 殿

補助事業者 所在地 大分市荷揚町2番31号  
名 称 大分〇〇会  
代表者氏名 代表 大分 太郎 印

年 月 日付け長福第 号 で交付決定を受けた事業について、その内容を変更したいので、大分市認知症カフェ運営事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 変更事由

変更前	金額	円
	内容	
変更後	金額	円
	内容	

2 変更理由

3 添付書類

- (1) 大分市認知症カフェ運営事業変更計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

## 大分市認知症カフェ運営事業変更計画書

	交付申請時	変更内容
運営主体		
事業内容		
期間	計 回	計 回
会場	【会場名】  【住所】	【会場名】  【住所】
運営スタッフ	【スタッフ 計 名】 運営員 名 その他 名  うち資格を有しているスタッフ の人数 名 ※医師（氏名）、看護師（氏名）、 認知症キャラバンメイト（氏名） 介護支援専門員（氏名）	【スタッフ 計 名】 運営員 名 その他 名  うち資格を有しているスタッフの 人数 名 ※医師（氏名）、看護師（氏名）、 認知症キャラバンメイト（氏名） 介護支援専門員（氏名）
参加者への 配慮		

大分市認知症カフェ運営事業変更計画書

	変更内容
間取り図	<p>The diagram shows a floor plan on a grid background. It is divided into two main sections. The upper section is labeled '(●洋室)' (Western Room) and contains several tables with chairs, a counter area with a sink and a three-compartment sink, and a tall cabinet. The lower section is labeled '和室(●畳)' (Japanese Room) and is mostly empty. A door is located at the bottom right of the Japanese room. The entire plan is enclosed in a rectangular border.</p>

(変更) 収 支 予 算 書

【収 入】

1	大分市認知症カフェ運営 補助金		円	
2	団体自己資金		円	
3	参加料収入	@	円 ×	人 円
4	本補助金以外の補助金		円	
5	企業等の協賛金・寄付金		円	
6	その他( )		円	
3から6の小計			円	
合 計			円	

【支 出】

	費 目	支出内容 (単価、人数、個数等の積算根拠をお書きください)	金 額
補 助 対 象 経 費			円
			円
			円
			円
補 助 対 象 経 費 合 計		A	円
対 象 外 経 費		B	円
総事業費 (補助対象経費A + 対象外経費B)			円

様式第4号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

大分市認知症カフェ運営事業変更承認通知書

殿

大分市長



年 月 日付で申請のあった補助事業の内容の変更については、次のとおり承認したので、大分市認知症カフェ運営事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

1 変更を承認した内容

2 変更後の交付決定額

3 補助の条件

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、大分市認知症カフェ運営事業変更申請書（様式第3号）を市長に提出すること。
- (2) 補助事業を休止又は廃止をする場合は、認知症カフェ運営事業休止（廃止）届出書（様式第5号）を市長に提出すること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) この補助事業によって取得した財産（以下「財産」という。）は、市長の承認を受けないで、処分し、又は補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、若しくは担保の用に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている財産については、定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りでない。
- (6) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的な運用を図ること。
- (7) その他大分市認知症カフェ運営事業補助金交付要綱及び大分市補助金等交付規則の定めに従うこと。

3 申請の撤回

この補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件に異議がある時は、この通知書を受けた日から30日以内に申請の撤回をすることが出来る。

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

認知症カフェ運営事業休止（廃止）届出書

大分市長

殿

補助事業者 所在地

名 称

代表者氏名

⑩

年 月 日付けで補助決定を受けた大分市認知症カフェ運営事業  
について、次の理由により休止（廃止）しますので、大分市認知症カフェ運営事業  
補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 （休止・廃止）する理由

補助事業完了後、提出が必要となる書類一式：18頁～19頁及び補助事業の実施に係る領収書の写し

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

## 大分市認知症カフェ運営事業実績報告書

大分市長 殿

補助事業者所在地 大分市荷揚町2番31号  
名称 大分〇〇会  
代表者氏名 代表 大分 太郎 印

年 月 日付け長福第 号 で交付決定を受けた 年度に係る大分市認知症カフェ運営事業補助金については、事業を完了したので、大分市認知症カフェ運営事業補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

### 1 事業の成果

### 2 添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 補助事業の実施に係る領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

## 収 支 予 算 書

### 【収 入】

1	大分市認知症カフェ運営 補助金	60,000 円	大分市より
2	団体自己資金	0 円	
3	参加料収入	12,000 円	@100 円×10 人×12 月 参加者より
4	本補助金以外の補助金	0 円	
5	企業等の協賛金・寄付金	0 円	
6	その他 ( )	0 円	
3 から 6 の小計		12,000 円	
合 計		72,000 円	

### 【支 出】

	費 目	支出内容 (単価、人数、個数等の積算根拠をお書きください)	金 額
補助 対象 経 費	消耗品費	食器皿 500 円×20 枚、コップ 500 円×20 個 掃除用具、文具用品等 10,000 円	30,000 円
	報償費	医師の講演 1 時間×8,000 円	8,000 円
	印刷製本費	パンフレット印刷	10,000 円
	食糧費	お茶代 食材料費	12,000 円
補 助 対 象 経 費 合 計			
			A
			60,000 円
対 象 外 経 費	職員弁当代	5,000 円	
	職員報酬	7,000 円	
			B
			12,000 円
総事業費 (補助対象経費 A + 対象外経費 B)			72,000 円

実績報告書提出を以て市にて審査し、適当であると承認した場合に市より送付する書類

様式第7号（第11条関係）

長福第 号  
年 月 日

大分市認知症カフェ運営事業補助金額確定通知書

大分〇〇会  
代表 大分 太郎 殿

大分市長



大分市認知症カフェ運営事業補助金の額を次のとおり確定したので、大分市認知症カフェ運営事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

- 1 決定年月日及び決定通知書番号  
年 月 日  
長福第 号
- 2 補助金の交付確定額 60,000 円

様式第 8 号 (第 1 2 条関係)

年 月 日

大分市認知症カフェ運営事業補助金交付請求書

大分市長 殿

補助事業者所在地 大分市荷揚町 2 番 31 号  
名称 大分〇〇会  
代表者氏名 代表 大分 太郎 ⑩

年 月 日付け長福第 号 で確定通知のあった大分市認  
知症カフェ運営事業補助金について、大分市認知症カフェ運営事業補助金交付  
要綱第 1 2 条の規定により、次のとおり請求します。

- 1 補助金交付確定額 \_\_\_\_\_ 60,000 円  
2 概算払を受けた額 \_\_\_\_\_ 円  
3 請求額 \_\_\_\_\_ 60,000 円  
4 振込先

金融機関名	大分銀行
支店名	本店
種類	普通 当座
口座番号	1234567
口座名義	(フリガナ) 林 夕 夕 大分 太郎

※代表者名と口座名義が異なる場合や、口座名義に団体名が入っていない  
場合など、必要に応じて委任状を提出

補助金の全部又は一部を事前に概算による交付を受けようとする場合に提出が必要となる書類

様式第9号（第13条関係）

年 月 日

大分市認知症カフェ運営事業補助金概算払請求書

大分市長 殿

補助事業者所在地 大分市荷揚町2番31号  
名称 大分〇〇会  
代表者氏名 代表 大分 太郎 印

年 月 日付け長福第 号 で交付決定を受けた大分市認知症カフェ運営事業補助金について、大分市認知症カフェ運営事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により、次のとおり請求します。

- 1 補助金交付請求額 60,000 円  
交付決定通知額 60,000 円
- 2 振 込 先

金融機関名	大分銀行
支店名	本店
種類	普通 当座
口座番号	1234567
口座名義	(フリガナ) 大分 太郎 大分 太郎

※代表者名と口座名義が異なる場合や、口座名義に団体名が入っていない場合など、必要に応じて委任状を提出

記入例

委任状

年 月 日

大分市長

殿

年度大分市認知症カフェ運営事業補助金については、下記受任者に受領の権限を委任します。

委任者 住所 大分市荷揚町2番31号

団体名 大分〇〇会

氏名 代表 大分 太郎 印

受任者 住所 大分市荷揚町2番31号

団体名 \_\_\_\_\_

氏名 大分 太郎

口座振込

銀行名 大分銀行

支店名 本支店

種類 普通預金

口座番号 1234567

口座名義 大分 太郎